

これまでの施設使用料等の見直し

1 施設使用料等の見直しの経緯

H18 生駒市行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会による提言

施設使用料の減免制度は、使用料の設定を形骸化させるとともに、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあることに留意し、早期に施設使用料の減免のあり方の検討を要望する。

H19 生駒市社会教育施設等使用料減免に関する提言

(生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会)

生涯学習推進の観点から単に（使用料の）減免措置を廃止するだけではなく、現行の使用料の改定や需要に応じた使用時間区分の見直しなどを含めた利用者の立場に立った対策を同時に講じる必要がある。

H20 社会教育施設使用料等については、施設の設置年度や建築費等が異なるため、使用料に格差が生じている。また、これまでの使用料の設定根拠については、他の自治体の類似施設の使用料を参考に設定されたものや長年にわたって、据え置かれてきたものが多く、今回使用料を見直すにあたっては、設定根拠を明確化し、受益者負担の考えを理解していただく必要があるため、現状から審査を行い、次のとおり提言があった。

◇生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言

(生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会)

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性という観点、社会情勢の観点から施設の利用者、未利用者双方の理解が得られるような適正な使用料の設定根拠を明確化する必要がある。

2 H20 提言での審査の詳細

(1) 社会教育施設使用料の設定

①基準原価の設定

他の自治体の同規模の施設使用料については、設置の年度や立地条件、使用時間区分、附属設備の使用料、有料駐車場の設置など、様々な条件が異なり、単純に料金を比較することはできないものと思われる。

利用者に応分の負担をしていただく場合の算出根拠は、施設の維持管理経費を基礎とするのが最も妥当であると考え、基準原価の設定方法を次のとおりとする。

施設維持管理経費は、人件費、光熱水費、施設総合管理業務委託料、減価償却費、その他（賃借料等）の経費とし、これをもとに基準原価を算出する。

- ・これらの維持管理経費を施設の総専用面積と総使用時間で割り、1㎡、1時間単価を算出し、これを使用料の基準原価として算出した。
- ・大ホール等の音響・照明操作の必要な貸室は、各館共通単価に上乗せしたホール単価とする。

基準原価

各館共通単価	15.86円／1㎡・1時間
ホール単価	18.39円／1㎡・1時間

②基準原価と利用者の負担割合

算出した基準原価をもとに使用料を設定した場合、利用者の経済的な負担が大きくなるため、施設維持管理経費の一部は、市で負担することとする。

利用者の経費負担割合	減価償却費	人件費	施設総合管理業務委託料	光熱水費	その他（賃借料等）
基準原価 100%	利用者の負担する経費				
A案 60%	市の負担する経費	利用者の負担する経費			
B案 47%	市の負担する経費		利用者の負担する経費		

2案を比較検討し、利用者の経済的な負担を勘案し、B案の光熱水費、施設総合管理業務委託料、その他（賃借料等）を施設維持管理経費とし、利用者に負担していただく。

B案

各館共通単価	7.49円／1㎡・1時間
ホール単価	10.02円／1㎡・1時間

③付属設備使用料の見直し

(付属設備使用料の単価算出の計算式)

$$\begin{aligned} & \text{購入額 (又は見込み額)} \div (\text{年間使用見込み回数} \times \text{耐用可能年数}) \\ & = 1 \text{ 回当たり付属設備使用料} \end{aligned}$$

(2) 社会体育施設使用料の設定

①社会体育施設使用料の見直し

平成 19 年度の生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会の提言において「社会体育施設の使用料も勘案して、市民が理解できるようなきめ細かな使用料の改定や使用時間区分の見直しが必要」との意見が出され、実際に施設を使用されている諸団体等の意見を聞き、使用料の見直しを行う。

②使用料の設定根拠

社会教育施設と同様の方法で算出を試みたが、体育施設は、施設全体で一体管理し、使用形態の異なる複合施設であり、体育館、グラウンド等、個々の施設毎の施設維持管理経費を算出できないため、社会教育施設と同様の算出根拠にすることができない。

そこで、平成 19 年度の全社会体育施設の総維持管理費 (117,882,367 円) を応分負担していただくよう考えた。

この場合、負担額に見合う使用料は、利用者に相当の経済的な負担を強いることになると思われ、その 1 / 2 にあたる 58,941,183 円と平成 19 年度使用料収入額 46,709,995 円の差である 12,000,000 円を補うよう、また近隣市の使用料を参考に次のとおり使用料の設定根拠とした。

(使用料の設定根拠)

$$\text{平成 19 年度の施設の総維持管理経費 (117,882,367 円)} \div 2$$

$$\simeq 58,941,183 \text{ 円}$$

$$58,941,183 \text{ 円} - \text{使用料収入額 (46,709,995)} \simeq 1200 \text{ 万円}$$

近隣市の使用料も参考に、この施設維持管理経費の 1200 万円を今回設定する使用料収入額で補えるよう個々の使用料を設定する。